

令和元年5月7日

はり・きゅう、あんま・マッサージ
施 術 所 各 位

千葉市保健福祉局健康部健康保険課長

国民健康保険「療養費支給申請書」の提出先の変更について

日頃より、千葉市国民健康保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。さて、はり・きゅう、あんま・マッサージに係る療養費支給申請書の提出先につきましては、下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

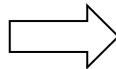
なお、受領委任の登録をしていない施術所におかれましては、6月施術分から従来の療養費（保険給付）の代理受領は、できなくなりますのでご承知おきください。

記

1 あはき療養費支給申請書の提出先（施術月で区別してください。）

令和元年5月以前の施術分

・区役所市民総合窓口課
・市役所健康保険課
※5月以前の施術分を6月以降に提出する場合も上記へ



令和元年6月施術分から～

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第二部 業務課 療養費係
〒263-8566
千葉市稲毛区天台6丁目4-3
TEL 043-254-7187

2 受領委任の開始について

千葉市国保については令和元年6月施術分から、受領委任の取扱いを開始いたしますので、受領委任の登録をした施術所におかれては、6月施術分から平成30年6月12日付け厚生労働省保険局長通知における「受領委任の取扱い規定」が適用になります。

3 申請書等の様式について

6月施術分からは、受領委任用の支給申請書の様式（平成30年6月12日付け厚生労働省保険局長通知で示された新様式）を使用してください。

また、施術報告書・往療内訳書等の添付書類も変更されていますので、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

4 医師の同意書について

同意書において、「症状」のある部位と「施術部位」が一致していない場合は、「症状」の「その他」欄に施術の必要な理由を記載することとなっていますが、誤りが多くみられますのでご注意ください。

連絡先

健康保険課 TEL 043-245-5145